

大阪市地域リハビリテーション協議会設置要領

制 定 平成 9年11月27日

最近改正 令和 6年 4月 1日

(目的)

第1条 大阪市地域リハビリテーション協議会（以下「協議会」という。）は、大阪市域における障がい児・者に対する一貫したリハビリテーション活動を円滑に推進するため、関係機関・施設相互の有機的連携を図り、もって障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) リハビリテーションに関する情報交換及び関係機関・施設相互の関係強化
- (2) リハビリテーションに関する市民啓発
- (3) リハビリテーションに関する調査・研究
- (4) リハビリテーション関係職員の研修
- (5) その他、リハビリテーション活動の推進に必要な事業

(組織)

第3条 協議会は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者及び障がい者福祉に関する事業に従事する者等で組織し、その構成については「別表」のとおりとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、会長には大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター所長を充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(総会)

第5条 総会は、年1回開催することとし、会長がこれを招集する。

- 2 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(評議員会)

第6条 会長は、総会にかかる議事について議論するため、評議員会を組織する。

- 2 評議員会議長及び評議員は、協議会委員の中から会長が指名する。
- 3 評議員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

- 第7条 協議会は、地域リハビリテーション活動を推進するため、各分野の専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
- 2 部会は、部会長及び部会員で組織し、会長が部会長を指名する。
 - 3 部会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(関係者の出席)

- 第8条 協議会、評議員会及び部会の議事に關係ある者は、協議会にあっては会長、評議員会にあっては議長、部会にあっては部会長の承認を得て出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

- 第9条 協議会の事務局は、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内に置く。

(委任)

- 第10条 この要領に定めるもののほか、協議会に関する必要な事項等は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成9年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

大阪市地域リハビリテーション協議会委員

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会	代表
大阪市障害児・者施設連絡協議会	代表
社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会	代表
一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会	代表
社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会	代表
一般社団法人 大阪府医師会	代表
公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会	代表
大阪市更生療育センター	所長
大阪市職業リハビリテーションセンター	所長
大阪市障がい者就業・生活支援センター	所長
大阪市発達障がい者支援センター	所長
保健福祉センター福祉担当課長会	代表
福祉局障がい者施策部	障がい福祉課長
福祉局障がい者施策部	障がい支援課長
福祉局高齢者施策部	高齢福祉課長
健康局健康推進部	保健主幹
健康局こころの健康センター	精神保健医療担当課長
こども青少年局中央こども相談センター	運営担当課長
教育委員会事務局指導部	インクルーシブ教育推進担当課長
大阪市立小学校長会 特別支援教育部	部長
大阪市立中学校長会 特別支援教育部	部長
大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター	所長
大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター	副所長
大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター	管理課長
大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター	相談課長兼発達障がい者支援担当課長